

令和2年9月

上天草市農業委員会會議録

令和2年9月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和2年9月 上天草市農業委員会定例会会議録

令和2年9月10日

午前9時30分開会

上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第1 開 会
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画（案）について
- 日程第6 議案第4号 非農地通知交付申請について
- 日程第7 報告第1号 利用権設定合意解約について
- 日程第8 その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（10名）

会長 西岡 光雄	職務代理者 蓮田 治住	2番 松岡 健二郎	3番 山口 勝喜
4番 水野 美奈子	5番 木嶋 たか子	6番 磯田 清俊	8番 源 義通
9番 松本 光義	10番 森 和敏		

(事務局)

局長 徳弘 恵吾 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（1名）

7番 岩崎 國重

開会 午前9時30分

1 開会

事務局（徳弘）

おはようございます。ただいまより、令和2年9月上天草市農業委員会総会を開会いたします。本日10名の委員の方が出席となっています。出席委員が過半数を超えており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます。）

議長（西岡）

本日は、9月の定例総会ということで、皆さん方には大変ご多忙の中にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。先日は台風9号、10号と立て続けに大きな台風が襲来いたしました。我々がかつて経験したことがないような大きな台風ということで、非常に皆さん方もご心配をなされたところだろうと思います。しかしながら、幸いにしてさしたる被害もなく台風が通過したことを喜んでいる次第でございます。自然災害ということが非常に大きくクローズアップされている中で、我々もそれに対処していくかなければならないということで、大変な時代だと思います。どうか皆様方も今後も9月いっぱい、10月までは台風も襲来するだろうと思いますので、ひとつその点は十分に気をつけていただきたいと思っております。

そしてまた本日は、総会の資料を見て分かりますように、利用権の設定が78件もあがっています。皆さん方も大体理由はお分かりだろうと思いますけれども、コロナ対策の交付金の対象ということで、今回こういった利用権の設定が多く出たのではないかと思っているところでございます。

本日はよろしくご審議をいただきますようにお願いを申し上げまして、開会に代

えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、早速会議に入りますけれども、本日の議事録署名委員の指名を行います。9番、松本委員、2番、松岡委員、よろしくお願ひいたします。

4 議事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□△△△番外5筆、地目は畠6筆、合計面積は2,696m²です。申請場所は、図面1ページ①、詳細は2~5ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北の方向、約1kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田5,104m²、畠1万5,276m²、合計2万380m²、稼動力は2、農機具等は、トラクター1、耕耘機1、田植機1、コンバイン1です。申請事由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後、現在雑木が生い茂っている2筆についても切り開いて、取得した全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で5分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、レタス、キュウリ、タマネギなどを栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

3番（山口）

はい。1号議案の1番について、3番委員の山口が説明いたします。きのうは蒸

し暑い中ご苦労様でございました。図面が、2、3、4、5に分かれていますが、3ページの図面を見てもらいたいと思います。北側のですね、△△△、△△△、△△△、△△△は作っておられます。私たちが利用状況調査を4、5年行っていますが、3、4年前ぐらいは自分で重機を借りてきて畑にして徐々に広げておられました。この農地は作付けしてありますが、今回その南側になります△△△△と△△△△が山林化しております、そこを開くということです。その隣、西側の△△△△と△△△△が自分の畠で隣接しているということで、今回売買の条件が揃って、こういう形で売買することとなりましたのでよろしくお願ひします、ということでした。非常に頑張っておられる人でございます。よろしくご審議方、お願ひいたします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、承認することに決定いたします。

続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。議案第1号、番号2番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△△番外1筆、地目は畠2筆、合計面積は428m²です。申請場所は、図面1ページ②、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約1.5kmあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積は田5, 085m²、畠1万1, 632m²、合計1万6, 717m²、稼動力は2、農機具等は、トラクター1、耕運機1、田植機1、コンバイン1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で3分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギなどを栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田） はい、6番、磯田が説明します。きのうは狭い道をお疲れさまでございました。申請人の方は、米と野菜を作つておられる専業農家の方です。今回申請にあがつた土地は、以前から借り受けてずっと作つておられるということで、ご覧のとおり草もあまり生えてない手入れされている畑で、タマネギには最適の土地だというふうに伺っております。

譲渡人は、申請人のおじさんにある方でして、現在、兵庫県のほうに住んでおられて、こちらに帰つてくることがないということで、管理をお願いしますということで贈与という形になったそうです。ご審議よろしくお願ひします。

議長（西岡） はい、ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（塩田） はい。議案第1号、番号3番です。議案は2ページになります。申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□□□□△△△△番△△、地目は畠1筆、面積は256m²です。申請場所は、図面1ページ③、詳細は8～9ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約3.5kmのあたりに位置しております。

申請人の経営状況は、経営面積が田4, 887m²、畠1, 681m²、合計6, 568m²、稼動力は1、農機具等は、トラクター1、稲刈機1、草刈機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いましたが、取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から徒歩1分程度であり、農機具の状況からしてもこの要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。申請人が自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、サツマイモ、ジャガイモなどを栽培予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないものと思われます。説明は以上です。

議長（西岡） 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

8番（源） 議案1号の3番について、席番8番の源より説明申し上げます。きのうの現地調査はお疲れさまでした。

本件の申請人は建設会社の社長で、経営が6,500m²と書いてありますが、ほとんどは農地の管理を主体にしておられます。現地は自宅からすぐ目の先でございまして、申請ではサツマイモとかジャガイモを作りたいということであがっておりますが、きのうの話では、ハウスを建てて特殊野菜も作ろうと思っているというようなことがあります。家からすぐ近くであり、農業をされるということありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から事務局説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。すみません、説明の前に、議案第2号の番号2番と番号3番の譲渡人と譲受人が逆になっていたので修正をお願いします。

議案第2号、番号1番です。議案は4ページになります。

申請人は、大矢野町の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町上地区字□□△△△番外1筆、地目は畑、合計2筆、合計面積731m²です。申請場所は図面1ページ④、詳細は10～11ページのとおりで、直線距離で○○○○○から西の方向、約1.5kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は集荷場及び駐車場兼トラック出入口で、事業資金は既に工事が終了しているためありません。権利の種類は使用貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書並びに抵当権者など金融機関の同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は素掘り既設の側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、現状のまま利用するので、近傍農地への影響はないということです。

補足説明といたしまして、転用面積731m²のうち集荷場が225.09m²、駐

車場兼トラック出入口が200m²となっており、約300m²の余白ができてしまうので、駐車場や資材置場等として活用してもらうよう指導いたしました。また申請地は既に工事が完了しているため、始末書を提出していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま1番を事務局のほうから説明が終わりましたので、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

はい、6番、磯田が説明します。まず、申請のことについてですけれども、申請人は農業を始められてからまだ4年、5年目ぐらいということで、まだ農業の経験も浅くて、集荷場を建てることが急がれている時期でして、それを建てることに精一杯で、なかなか順番どおりにできなかつたということで、大変申し訳ございませんでした、というふうなことをおっしゃっておられました。農業の経験が豊富なベテランの方からすると、まだまだ物足りなさとか常識とか、そういうものが欠けているというふうに言われる方が多いようです。

本題に移りますけれども、(画面で)黒と赤のシャッターが集荷場兼倉庫になります。今、苗が並んでいますが、これはブロッコリーの苗が大量にありましたけれども、ここが△△△△番の申請地、ここは資材置場、駐車場というふうになります。それから奥のほうにコンテナが高く積み上げてありますけれども、△△△△番の敷地内の奥のほうになります。

それから上に一段上がったところに住宅がちらっと見えます。あそこが△△△△番△、住宅は△△△△番△ですね、そこに3mぐらいのブロックが少し見えると思いますけれども、ちょっと崖みたいに、壁みたいになっておりますけれども、それが△△△△番△、倉庫の裏からつながっている、右につながって四角になっている上がっているところ、ここはずっとつながっているんですけど、上がつながっているところは駐車場にしたいというふうな申請がありました。ちょうど木の陰あたり、ブロックの陰あたりですね、砂利を敷いてありましたけれども、そこを駐車場にしたいということです。あと下のほうが駐車場と資材置場ですね。苗が並んでいて、倉庫というふうに申請がありました。もう着工してありましたので元の姿を見ることができませんでしたけれども、よろしくご審議をお願いします。

議長（西岡）

はい、ただいま説明が終わりましたけれども、やはり今回の申請については、事業費も膨大であろうし、またこの規模の大きさからみて、この事前着工を今まで見逃してきたということ自体が、我々農業委員会のミスなんじやなかろうかと思うわけですが、皆さん、いかがですか。

8番（源）

前も申請が出ていたでしょう。

- 議長（西岡）あのときはまだ。何回も出ているんですよね。そのときはまた違うことで出ていました。（画面に見えている）倉庫建設はまだ出ていない。道路の拡張とか何とかは出ていましたが。
- 1番（蓮田）ハウスだったかな。
- 議長（西岡）ハウスと道路。この（画面の）倉庫の建設についてはまだ出でていません。
- 3番（山口）一応予想はありましたね。私、最初からタッチしていたので予想はしていました。でも黙って（倉庫を）建てるということは、ですね。
- 議長（西岡）事務局に尋ねますが、その事業（倉庫建設）は大体幾らぐらいになっていますか。事前着工で今回は事業費は出でていませんが、恐らく事業費というものはわかっているはずです。
- 事務局（池林）○○事務所さんは3,000万円ぐらいだと。
- 議長（西岡）倉庫だけでですか。その3,000万円ぐらいの事業を事前着工というのも我々としては。
- 3番（山口）それは自己資金だけなのか、融資なのか。
- 議長（西岡）最初に申請で事業資金計画をださなければならぬ。その点が事前着工で終わっているので資金計画もないじゃないですか。
- 2番（松岡）これだけ大規模に倉庫建てて、いえば悪質ですよね、やっぱり。始末書を出せばよいのか、という問題。
- 8番（源）その司法書士事務所も絡んでいるわけだから、そっちも黙ってさせたこと自体がおかしいです。始末書だけの話じゃないですね。
- 10番（森）事務局にお尋ねがあります。始末書が出てるなら読み上げてくれませんか。
- 事務局（池林）読み上げます。「申請会社は農業を営んでおり、隣接する△△△△番△の土地に建つ物置（集荷場）として利用が狭く、老朽化していたため、平成31年2月20日、農地法第5条申請し、許可を得た△△△△番△の土地の造成工事完了に伴い、令和2年3月20日、隣接する△△△△番△、△△△△番の土地に集荷場を建設し、△△△△番△の土地（大型トラックの旋回場）とし、また、空地には農機具及び資

材等を置き利用、と一帯的に農作業施設として利用しています。このたび申請する△△△△番△と△△△△番の土地が農地であることを知り、農地転用許可を得ることなく無断転用していることが判明、深くおわび申し上げます。今後はこのようなことを二度と繰り返すことがないよう十分注意したいと思います。何とぞ上記事情をおくみ取りのうえ、寛大なる処分を賜りますよう始末書を提出してお願ひ申し上げます。」以上です。

8番（源）

もともと農地だったということですけど、農地の状態じゃなくなつたのは、地元の委員さんたちは知らないのか。今、始まった話じゃないわけだから。駐車場とかを拡張したときに、既にもう農地の状態じゃなかつたはずです。だからその時点で、失礼ですが地元の委員さんたちが気が付いて注意をしていればこんなことはなかつたと思います。

3番（山口）

その農地には、買った田んぼとかあったから整地をしたんですよね、ここは多分。

6番（磯田）

道路拡張工事をしたときの廃土で田んぼを埋めたわけです。

8番（源）

だからそのときに見逃しているわけですね。

6番（磯田）

最初は手前だけと思っていました。

3番（山口）

農免道路は通っているけれど、ちょっと引っ込んでいるから見えないところですね、ちょっと見えないところ。

事務局（徳弘）

11ページの図面ですね、ちょっと流れだけ確認しますと、一番最初は確かこの△△△△番△、ここが一段高くなつていて、ここに昔ハウスか何かが建っていたけど、もう竹やぶのようになつていていたが活用するというのが一番最初に出ました。その後が同じページの左下ですね、△△△△番△ここを確か大型の旋回場とか育苗施設、育苗ハウスか何かそんな話で出ていたかと思います。その後がこの△△△△番△、これから左のほうにつながる道、ここが狭いのでということで、道路の拡張というのが出ていました。なので都合3回に分けて転用とか出ていて、今回が4回目です。

2番（松岡）

ということは、農地と知らなかつたということは理由になりません。これは前にも申請をしているわけだから。

4番（水野）

初めてじゃないですね、4回目でしょう。

- 議長（西岡） もう何回も転用しているから、農地は地目を変えなければならないということは分かっているはずだけど。何かの理由があつて急に倉庫を建てたのかですね。仮に自己資金でするならば何も農地とか宅地とかは関係ないです。
- 3番（山口） 自己資金でしないと、借入資金は農業委員会の許可がなければ融資は下りないから。
- 10番（森） 事業計画書をちゃんと出してもらわないと。農地と知らなかつたというのには理由にはならないでしょう。
- 3番（山口） 高額な費用がかかっているのに、ただ始末書で出せば、というのは。事務局に今聞いたら分かるけど、我々には幾らかかっているとか全然報告なしでしていたわけで、それがおかしい。
- 議長（西岡） 当たり前の道を踏めばですね、自己資金でするとか借り入れでするとか全部議案に出てくるじゃないですか。でも事前着工して終われば何も出てこないから、それ以上タッチできるか分からない。こういった場合の対処の方法、農業委員会としてどう対処するかです。やっぱり厳重注意とかですね、何らかのことはしないといけないんじゃなかろうかと私は思います。
- 10番（森） 私もそう思います。
- 2番（松岡） 今後も可能性がありますね。
- 4番（水野） また出るんじゃないですか。もう4回目の申請で知らなかつたということはまずおかしいことだから、悪い言葉で言えば悪質というか、もう分かっていて事前着工、もしかしたらその次もまた出てくる可能性はありますよね。
- 3番（山口） 可能性はあります。ここが最初の申請をしたとき、現地調査を行つた。時間は指定してあるのに、忙しいからその日の何時ごろ来てくれといって、調査できず帰つた、そうした件もありました。
- 1番（蓮田） 1回延ばしたよな。
- 3番（山口） そうですよ。そしてまたこれでしょう。これは司法書士も厳重注意をしないと。本人は知らないから、司法書士に任せている。
- 議長（西岡） こうやって施設も完成して使用もしている、農業委員会としては何らかの態度を

決めたほうがいいですね。今後のことを考えるなら、やっぱり注意に行くなりどうだろうかと私は思います。

9番（松本）

要するに農業委員が監視をしておかなくてはいけないということです。やっぱりそこは「ちょっと待ってくれないか」と言って止めることができる農業委員じゃないといけないわけです。事前にそういう事がされたとき、どれだけ中に入って物事を解決しようとするのかが農業委員の仕事です。

3番（山口）

これは司法書士にも、原因がありますよ。司法書士に注意をしないと。これではできませんと。建つてしまったら壊せとか言えないのだから。

議長（西岡）

できる前に農業委員が指導するが一番いいのですが、なかなか目の届かないところもあるからですね。

9番（松本）

問題の起こらないように司法書士さんにしてもらわないと。

2番（松岡）

どっちにしてももう仕方がないので、厳重注意をしてもらうようにして。

議長（西岡）

そのへんどうですか、地元の担当委員としてですが。

6番（磯田）

冒頭に言ったとおり、経験不足か何かわかりませんが、まだ物を知らないところも多いんですよ。ひやひやするところもありますが、一所懸命頑張っているものだから、今回のことは本人も悪かったと分かっていますが、内容が内容ですし、一応厳重注意というか、何かあったほうが、本人のためにもいいんじゃないかと思います。

9番（松本）

何かをするときは分かる分からないは別にして、担当の委員や事務局に相談をしてから事業を行えば何も問題にならない。

議長（西岡）

今からもずっといろんな事業をするとと思います。そういうことで今後は磯田委員がしっかり指導をお願いします。

4番（水野）

ちなみに集荷場だけですよね。

6番（磯田）

そうです。

4番（水野）

ほかに加工とか加わってくると、廃棄、分別とかそういうのも関係するので、集荷だけですね。

- 議長（西岡） それでは皆さんどうですか、やっぱり今回は規模も大きいし、ひとつ厳重注意ぐらいで。局長、農業委員会からそういったことに対して厳重注意ということ出せますか。
- 事務局（徳弘） 許可証に条件として、というのは多分厳しいと思いますけれども、別紙でこういったことは注意しなさいよ、というのを出せると思います。
- 議長（西岡） 今度の転用許可は許可として出して、今からこういったことはしないでくださいと、そういった厳重注意はできるわけですか。
- 事務局（徳弘） 許可証に、次はレッドカードですよ、という書き方はできないと思うんですけども、許可証とは別に、例えば、ちゃんとこういった手順で今後はやってくださいね、という注意書きみたいなのは出せると思います。
- 議長（西岡） それでは今、局長のほうから説明がありましたように、そういったことで承認できますか。
- (異議なし の声あり)
- 議長（西岡） それでは、そういうことで承認することに決定いたします。
続きまして、議案第2号の2番、事務局のほうから説明をお願いいたします。
- 事務局（池林） はい。議案第2号、番号2番です。議案は同じく4ページになります。
申請人は、大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町登立地区字□□△△△番△、地目は畠、面積208m²です。申請場所は図面1ページ⑤、詳細は12~13ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北東の方向、約1kmのあたりに位置しております。
申請内容及び事業計画については、転用目的は、メダカの養殖場で、事業資金は、建築費△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は贈与による所有権の移転です。
続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため地区的排水同意書のみを確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は砂利敷きにて自然排水及び既設側溝に排水とのことです。生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、現状のまま使用するので、造成の必要もなく、ガス、湧水、捨石及び粉塵等による付近の農

地への影響はないとのことです。また、日照、通風、耕作等への影響は全くないとのことです。

補足説明といたしまして、申請人は既にメダカの養殖をされており、規模の拡大を行うために管理しやすい近場で土地を探していたところ、申請地を無償で譲り受けることができ申請をするに至ったとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。

続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

5番（木嶋）

きのうはお疲れさまでした。5番の木嶋が説明します。

申請人の方が隣の家を買われて、その隣の家についていた畑を今度無償で譲渡されたそうです。あとは事務局の説明どおりです。

議長（西岡）

ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

9番（松本）

これは今も養殖されていますか。

議長（西岡）

はい、されています。メダカをたくさん養っています。

ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

はい。議案第2号、番号3番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は、龍ヶ岳町の個人の方です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町高戸地区字□□△△△△番△、地目は畑、面積233m²、建築面積21.48m²です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約21kmのあたりに位置しております。

申請内容及び事業計画については、転用目的は共同墓地で、事業資金は、土地購入費△△万円、建築費△△△万円、合計△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため問題ないと思われます。権利の種類は売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地所有者及び地区的排水同意書を確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設の側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。被害防除については、現在の地盤の高さで造成を行い、近隣農地に影響がないようになりますとのことです。完成後もガス、湧水等、農業への悪影響はなく、日照、通風等、近傍農地へ与える悪影響もないとのことです。万一争議が生じた場合は、申請人が誠意を持って対応することです。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員の補足説明をお願いいたします。

推進委員（山崎）

はい。第2号3番について説明をいたします。

場所は龍ヶ岳町高戸の〇〇〇〇〇〇から山のほうに200mぐらいのところでございます。選定理由としまして、△△△△番△にある墓地を検討したら、墓のサイズが合わず地盤も沈下していることから隣接する申請地について検討したところ、土地所有者、近隣の同意を得られたので設定しましたということです。墓を建立する申請人とほかの2人が墓を持っておらず、遺骨を安心して埋葬し、供養できる場所が必要となつたためということです。共同墓地ということで、給水も河川の水を利用し、雨水等については既設水路への排水ということで、問題はないかと思われます。以上、よろしくお願ひします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。共同墓地は何人ですかね。

推進委員（山崎）

3人です。

議長（西岡）

ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第3号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）

続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（徳弘） すみません、説明の前に議事参与の制限で、磯田委員、退席をお願いいたします。

（6番 磯田委員 退室）

事務局（塩田） 議案第3号農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について説明します。
議案は6ページから47ページになります。
議案の説明の前に、議案29ページ、48番の借貸に関して、こちらは1筆当たり5,000円となっていますが、10aで5,000円の間違いでしたので修正をお願いします。

改めまして、今回の農用地利用集積計画は、新型コロナウイルス関係の補助金の影響もあり、新規設定の計画が熊本県農業公社のものを含め84件となっております。今回は件数が格段に多いため、内容の説明については、総会開催通知で記載していた事前確認のお願いに代えさせていただき、合計人数及び面積のみ説明いたします。

利用権の設定をする人、78名、利用権の設定を受ける人、23名、利用権設定面積は、田9万5,843m²、畠11万2,741m²、合計は20万8,584m²となっております。今回申請された計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上となります。

議長（西岡） ただいま利用権設定につきまして説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） ご異議ございませんので、議案第3号につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

なお、次回からは、今回のように簡単な説明に切り替えさせていただきますので、総会資料が送られてきたときは、自分の担当地区の利用権設定等につきましては、よく調べられまして、何か問題ないかという形で考えてきていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

（6番 磯田委員 入室）

議案第4号 非農地通知交付申請について

議長（西岡） 続きまして、議案第4号非農地通知交付申請について。事務局のほうから説明を

お願いいいたします。

事務局（塩田）

議案第4号、番号1番です。議案は49ページになります。

申請人は、松島町合津地区の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津地区字□□△△△△番△外2筆、地目は田2筆、畠1筆、合計面積は2,194m²です。今回の申請場所は、図面の1ページ⑦、詳細は16~20ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約6.8kmのあたりに位置しております。申請地の現況については、現地が山中であり、進入が困難なため航空写真のみの分となります。航空写真で確認した現状では、山中で樹木が生い茂っており、非農地化はやむを得ないものと考えます。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。担当委員の説明をお願いいたします。

2番（松岡）

はい、2番の松岡が説明申し上げます。見てのとおりの山でイノシシの運動場であります。強いて言えば△△△△番が近くに行けるかなというぐらいで、現状は山です。よろしくお願いします。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。ただいま議案第4号の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし　の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

報告第1号 利用権設定合意解約について

議長（西岡）

続きまして、報告第1号利用権設定合意解約について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（塩田）

はい。報告第1号について、農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地利用集積計画の作成及び公告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

まず、議案の50ページ、番号1番です。解約する土地の所在、大矢野町上字□□、地番△△△△番外1筆、登記簿地目は田2筆、合計面積は1,092m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は、平成27年12月28日から令和2年12月27日で、合意解約日は、令和2年8月18日です。解約理由は、双方合意により解約となりました。

次に、番号2番です。解約する土地の所在、大矢野町上字□□、地番△△△△番△外1筆、登記簿地目は田2筆、合計面積は1,717m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は、平成28年8月1日から令和3年7月31日で、合意解約日は、令和2年8月18日です。解約理由は、双方合意により解約となりました。

次に、番号3番です。解約する土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番△△△、登記簿地目は田、面積は1,323m²です。貸付人は大矢野町の個人の方です。借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は、平成28年6月1日から令和3年5月31日で、合意解約日は、令和2年8月27日です。解約理由は、双方合意により合意解約となりました。

最後に、番号4番です。解約する土地の所在、松島町今泉字□□、地番△△△△番△、登記簿地目は田、面積は2,567m²です。貸付人は松島町の個人の方です。借受人も松島町の個人の方です。設定期間は、平成25年8月1日から令和3年7月31日で、合意解約日は、令和2年8月18日です。解約理由は、双方合意により解約となりました。説明は以上です。

議長（西岡）

はい、ありがとうございました。この合意解約についても皆さん方に提案します。利用権の設定と同じように簡単な説明でいいんじやなかろうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

（はい　の声あり）

議長（西岡）

総会資料が送られてきますので、必ずその確認をしていただきたいと思います。総会で何か問題があれば報告をしていただくということで、皆さん方ご理解をいただきたいと思います。

それでは、ただいまの報告第1号につきましては、報告どおりといたします。

皆さん方のご協力をいただきまして、議事、議案並びに報告はすべて審議が終了しましたことを厚く御礼申し上げます。これをもちまして今月の議事を終了いたします。

なお、その他につきまして事務局のほうから説明がございますので、よろしくお願いいたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会午前10時00分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和2年9月10日

上天草市農業委員会 会長

西岡光雄

上天草市農業委員会 委員

松岡健二郎

上天草市農業委員会 委員

松本亮義